

令和6年8月29日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第118号

アナログ規制の見直しに伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例及び川崎市屋外広告物条例の一部改正について

1 改正概要

令和4年6月、国のデジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が策定され、デジタル化を妨げるアナログ的な手法を前提とする規制（以下「アナログ規制」という。）の見直しが各省庁において行われることとなり、令和5年6月にアナログ規制を定める個別法の改正等を目的として「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が公布された。

これらを踏まえ、本市においても、デジタル化の取組をさらに進める必要があることから、総務企画局が中心となり、「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」により川崎市都市公園条例及び川崎市屋外広告物条例におけるアナログ規制の見直しを行うものである。

2 主な改正内容

(1) 川崎市都市公園条例（昭和32年3月29日条例第6号）

工作物等を保管した場合の公示の方法について、事務所に掲示することとしているところ、インターネットの利用その他適切な方法により公表することとするもの。

(2) 川崎市屋外広告物条例（昭和46年12月24日条例第77号）

条例に違反した広告物及び広告物を掲出する物件を保管した場合の公示の方法について、事務所に掲示することとしているところ、インターネットの利用その他適切な方法により公表することとするもの。

3 新旧対照表 別紙のとおり

4 パブリックコメント

総務企画局が令和6年6月3日から令和6年7月2日までの期間で実施済み

5 施行期日 公布の日から施行

改正後	改正前
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (工作物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第24条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、<u>インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。</u></p> <p>(2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>川崎市公報に登載すること。</u></p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を<u>インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</u></p>	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (工作物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第24条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、<u>規則で定める事務所に掲示すること。</u></p> <p>(2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>市公報又は新聞紙に掲載すること。</u></p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を<u>規則で定める事務所に備え付け、かつ、これを規則で定めるところにより、関係者に自由に閲覧させるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号 (広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第15条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)、<u>インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。</u></p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>川崎市公報に登載すること。</u></p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を<u>インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</u></p>	<p>○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号 (広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第15条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)、<u>規則で定める事務所に掲示すること。</u></p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>市公報又は新聞紙に掲載すること。</u></p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を<u>規則で定める事務所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させるものとする。</u></p>

1 経緯

本市では、「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定し、手順のオンライン化をはじめ、デジタル化の取組を国施策と連動しながら、進めているところです。

この度、国において法令改正等、デジタル化を妨げる「アナログ規制」の見直しが順次進められており、デジタル化の取組のさらなる拡大が可能となりました。

※国のアナログ規制見直しのイメージ（令和5年6月法改正）
「書面掲示」規制（標識、利用料金等の掲示）



（地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】（デジタル庁）より抜粋）

※アナログ規制とは、「紙・人の介在」の要求等によりデジタル技術の活用による省力化・合理化等を妨げる規制を指し、下記のとおり項目出されています。

規制項目	内容
目視	現地に赴き目視での検査等を求める規制
実地監査	現地に赴き書類・建物等の確認を求める規制
定期検査・点検	一定の頻度での検査・測定等を求める規制
常駐・専任	現場への常駐や、専ら従事することを求める規制
対面講習	国家資格等の講習の対面での受講を求める規制
書面掲示	公的証明書等の特定の場所への掲示を求める規制
往訪閲覧・縦覧	公的情報の閲覧等にあたり訪問を求める規制
FD（フロッピーディスク）等記録媒体の指定	届出・手続等に際して、必要な電子データ等について特定の記録媒体により提出することを求める規制

2 本市における対応

国の取組状況を踏まえ、本市においてアナログ規制の見直しを実施することから、関係条例の整備を行うため、本条例を制定いたします。

関係条例

川崎市公告式条例

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

川崎市都市公園条例

川崎市屋外広告物条例

併せて、下記の5つの関係規則についても改正を行います。

（参考）関係規則

川崎市公報発行規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

川崎市身体障害者福祉法施行細則

なお、新たな技術の導入が必要な見直しや、小規模事業者に新たな負担を求める見直しについては、今回改正は行わず、技術の普及状況や費用対効果、近隣他都市の状況等を踏まえながら、引き続き検討を行うこととしています。

※関係条例の施行期日：

公布の日から施行。ただし「川崎市公告式条例」については規則で定める日。